

WTO 加盟後の中国経済及び中日経済関係

陽 祖 偉

(受付 2005 年 10 月 11 日)

目 次

- はじめに
- I. 中国の WTO 加盟
- II. WTO 加盟後の中国経済
 - 1. 市場経済化の加速
 - 2. 貿易構造の変化と投資環境の改善
 - 3. WTO 加盟による中国経済への影響
- III. WTO 加盟が中日経済関係に及ぼす影響
 - 1. WTO 加盟で急拡大する中日貿易
 - 2. 関税引き下げ効果の回帰分析
- おわりに

はじめに

WTO は1995年、加盟国間のより自由かつ円滑な貿易関係の促進を目指し発足、関税その他の貿易障壁を除去し、輸出入制限を軽減する機能を備えた国際通商機関である。その前身とも言えるガット (GATT) では扱わなかったサービスや知的所有権も監視するなど、貿易に関して紛争処理機能も含め、大きな調停能力を持つ。その WTO に中国が加盟することは今後さらに中国経済のグローバル化が進み、世界的に市場経済が拡大していくことを意味する。

中国にとって一層の市場開放は、一時的に競争力の弱い国有企業に倒産、失業を増やしかねないが、長い目で輸出拡大や経済改革にメリットをもたらす。他方米国内では人権問題などで共和党は対中強硬姿勢をとっているものの、国際的に見ても、世界一の人口七位の経済大国を、いつまでも WTO の枠外に置くことはよくない。中国が参加して貿易、投資面の国際ルールに従うことは、対中進出に二の足を踏む企業の不安を解く。それだけ加盟は中国と世界の経済交流に大きな意義を持つ。

中国が WTO に加盟することで、中国をはじめ、中国と貿易・投資の拡大が期待できる。しかし、中国への直接投資や中国との貿易が増大するに伴って、中国の貿易関連の政策や市場開放の度合いなどに関する外資企業からの不満も増大してきた。中国では、市場経済に適合

しない制度や、円滑な貿易を行う上での障壁などがまだ多く残存している。また数量制限的な制度も引き続き存在している。外国企業の多くが、制度の突然の変更や運用の統一性、手続きの透明性の欠如などを問題として指摘している。

中国が WTO に加盟することを通じ、上記のような問題の多くが解決されるものと期待されている。したがって、中国が WTO に加盟すれば、外資系企業のビジネスチャンスが飛躍的に増大することは間違いない。さらに中国の国内産業が、外国の資本と技術によって大きく発展するであろうことも間違いない。

今後は WTO への加盟により外資系企業等の中国への投資の増加が見込まれる。しかし一方、国有企業をはじめとして、直接・間接に中央・地方政府の関与が残っている企業もまた多い。そのような企業は、一般的に経営に関する意思決定プロセスに不透明感があり、外国から見ると貿易・投資のパートナーとしての安定感に欠ける面がある。中国が WTO に正式に加盟すれば、透明性が高まり、中国にとっての懸案事項である「国有企業改革」も外資の協力を得て促進されると期待される。WTO 加盟で、中国は当初痛みを受けるであろうが、中長期的には国内経済の発展が加速されると考えられる。

I. 中国の WTO 加盟

国際的な自由貿易の監視機関・WTO に人口12億人の巨大市場・中国がようやく加盟できた。工業製品や農産物、コンピューター・ソフトなどの不公正な貿易で中国と他国との間に争いが起きると WTO が調停する。

中国が WTO に加盟すると平均22.1%の関税が、17%に下げられ、その分、輸入品は安くなる。国内で生産された商品も値段が下がり消費者にはプラスだ。

一方、加盟後は日米欧などと同じ土俵で競争するため、競争力がない分野は合理化が進む。現在12%の失業率がさらに上昇する可能性も指摘されている。

中でも関税に保護されてきた国有企業のうち自動車分野は、80~100%だった関税が25%に下がるため、100社を超える自動車関連の中小企業の大半が、整理・統合されるといわれる。

中国は世界の市場経済に参加し、国際的なルールに従って企業活動を行うことを自ら決断した。このことは中国がさらに改革・開放を促進し、市場経済化の加速を国際公約したことを意味する。しかし、中国は計画経済から市場経済への移行期にある発展途上国であり、WTO の加盟は新たな発展への機会ともなれば試練にもなる「諸刃の剣」でもある。

中国の WTO 加盟として、第1に挙げられるのが、中国の貿易関連政策及び措置の WTO ルール整合化、モノ、サービス分野の市場開放・自由化が中国との貿易・投資の拡大に資することである。

第2に、中国が WTO に加盟すれば、通商上の問題や紛争について WTO の枠組という共通の範囲及び解決のため場を得ることができる。その場におけるグローバルな投資・貿易のルール作りに参加し、影響力を行使することが可能になること、これは加盟国及び中国に大きな利益をもたらす。

第3に、サービス分野の開放を通じて、外資企業から資金・技術・ノウハウ等を吸収し、国際基準と比べて遅れていたサービスセクターのレベルを引き上げることができる。

第4に、WTO の紛争処理機関を通じて、貿易摩擦を透明性の高い解決方法に委ねることが可能になる。この数年、欧米では中国からの輸入製品の流入に対するダビング提訴や知的財産権をめぐる摩擦が増えてきた。WTO を通じた解決を図ることによって、高関税率の賦課や輸入数量制限といった二国間交渉の場合生じかねない摩擦の激化を回避ないしは緩和しやすくなる¹⁾。

II. WTO 加盟後の中国経済

中国の WTO 加盟は、自由貿易と市場経済をモットーとする WTO の諸ルール、特にウルグアイ・ラウンドの諸合意を遵守する義務が生じ、貿易政策や外資政策の調整を行わなければならない。これは、諸外国企業の中国市場へのアクセスを促進するだけでなく、対中投資への大きな促進効果をもたらすものと予想される。

1. 市場経済化の加速

中国の WTO 加盟は、この「試行錯誤」「漸進的改革」に特徴付けられる中国の市場経済化を新たな段階に引き上げることにつながる。WTO 加盟により、開放や市場経済化の加速が中国の国際公約になるからである。中国及び WTO の主要加盟国にとって、これこそが中国の WTO 加盟が持つ最大の意味であるといえる。

WTO 加盟を契機に市場経済化が一層進むことで、中国経済には、資源配分の適正化、生産性の向上促進など、多くのメリットがもたらされるが、中国が WTO 加盟によって調整を迫られる領域も広くなる。WTO のルールは、モノの貿易だけでなく、サービス貿易、貿易との関連性の強い知的財産権などもカバーしている。また、それぞれについて、細かいルールが設定されている。それらに基づいて、中国政府は多くの貿易関連の制度を見直さなければならなくなる。

見直しが必要になるのは、貿易関連の制度ばかりではない。WTO 加盟によって対外開放

1) 商産業省通商政策編，前掲書，412-413ページ。

が加速されることで、貿易とは直接関係ない経済・社会・政治制度の改革も促されることになる。対外開放は、激しい競争が行われている国際市場と国内市場とをリンクさせ、国内市場の競争を促進する効果を持っている。そのことからわかるように、WTO加盟は中国の市場経済化に向けた諸制度の改革を前進させる原動力にもなるのである。

このように、WTO加盟によって、中国は「試行錯誤」を許される余地がなくなり、市場経済化に向けた努力が今まで以上に必要とされることになる。また、「漸進的改革」という改革の手法も取りにくくなる。WTO加盟交渉が難航を極めたこともあって、中国政府が、加盟後短期間のうちに大幅な市場開放を行うと約束しているからである。それに伴って、中国政府は、市場経済化に向けた改革のスピードを挙げざるを得なくなるであろう²⁾。

2. 貿易構造の変化と投資環境の改善

中国国务院発展研究センターの予測結果では、WTO加盟が中国のGDPを毎年1%あまり押し上げると見込んでいる。また、貿易についても輸出で27%、輸入で26%増加すると指摘している。さらに国家発展計画委員会は、2005年までに中国が輸入する設備・技術・製品の総額は1兆5000万ドルに達すると計算している。関税引き下げ後には、輸入設備・技術・製品のコスト削減が期待できる。さらに開放的な競争メカニズムが導入され、経済や企業の発展に活力を呼び起こすことができると考えている。

① 貿易の発展と貿易体制改革

中国経済を、閉鎖的または準閉鎖的体制から、開放体制へと導いたのは、1970年代末にスタートした改革・開放政策の実行にほかならない。この政策の転換に伴い、中国の貿易は実に見張る発展を見せた(図表1)。中国税関統計によると、1980年から1999年における貿易総額の年平均増加率は、世界貿易のそれより倍以上も高い12.6%に達している。この間、人民元の度重なる切り下げが行われてきたが、もし人民元ベースで計算すれば、同期間で年平均23.3%の伸び率を達成したことになる。

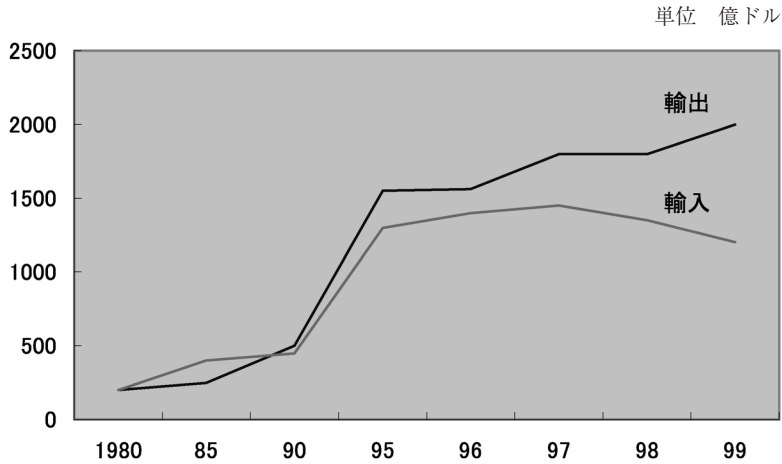
中国の貿易の急拡大に伴い、世界貿易における中国の地位も急上昇してきた。1980年に世界貿易において0.9%しか占めなかった中国のシェアは、1997年に3.0%へと上昇し、世界貿易の10位に入った。1999年の世界ランキングにおいては、中国の貿易は輸出で第9位、輸入で第11位となっている³⁾。

中国の貿易の発展は、貿易構造、特に輸出商品構造の高度化にも現れている。輸出全体に占める工業製品のシェアの向上と、一次製品のシェアの低下が、それである。改革・開放直後の1980年に、50%未満だった工業製品のシェアは、1980年半ばから一次産品を上回り、

2) 海老名成, 前掲書, 65-68ページ。

3) 中国研究所『中国年鑑』2000年版 創土社 76ページ。

図表 1 中国貿易額の推移

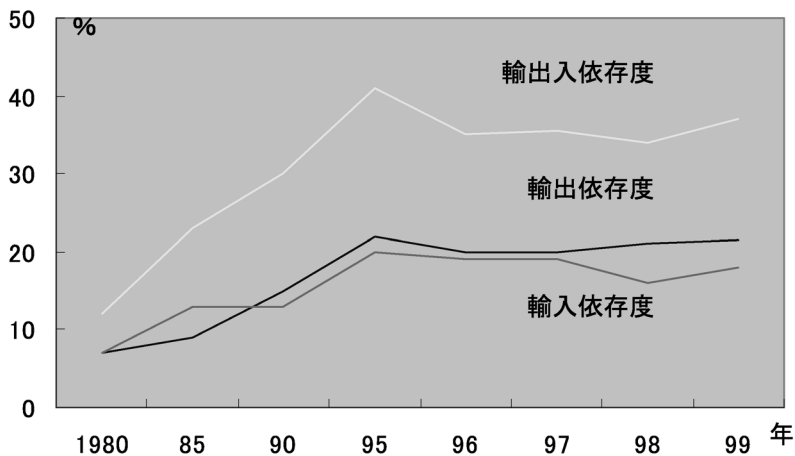


(資料) 海老名成, 前掲書, 163ページ。

1999年には90%近くまで拡大した。工業製品輸出のうち、最も高い伸び率を示したのは、機械類にほかならない。1980年から1999年までの間、同輸出額は70倍にも拡大し、年平均で25%もの伸び率を示した。中国の輸出全体に占める同シェアも、1980年の5%未満から1999年の30%強へと上昇し、1995年より繊維製品を抜いて、中国の最大輸出商品になっている。

貿易の伸長は、1980以降における中国経済の高成長を支えた要因の一つである。貿易依存度の推移をみると、1980年に12.6%しかなかったが、1999年には36.4%へと3倍以上にも上昇した(図表2)。中国のGDPに対する輸出の比率は、1980年の6%から1997年の18.5%へ

図表 2 中国貿易依存度の推移



(注) 輸出入(輸出また輸入)依存度は、輸出入額/GDP(国内総生産)。

(資料) 中国国家统计局編『新中国50年』中国統計出版社, 1999年, 179ページ。

と拡大した⁴⁾。

1980年代以降、中国は経済の高成長と産業構造の高度化を図るため、積極的な技術導入と機械・設備の輸入を行ってきたが、これを可能にしたのも、輸出の拡大があったからである。輸出の拡大は、中国の外貨獲得能力の増強と貿易収支の改善に寄与しただけでなく、借り入れ規模と借り入れ条件との両方において中国の外資利用に好影響をもたらした。

膨大な過剰労働力を抱えている中国にとっては、貿易発展の雇用拡大効果が特に重要視されている。国家統計局の試算では、中国が1億元の労働集約的工業製品を輸出する場合、1万2,000人の雇用を確保できる。1990年代後半の輸出規模で計算すれば、工業製品の輸出だけで4,000万人の雇用を創出することになる⁵⁾。

改革・開放以前、中国の貿易の停滞または低成長は多くの要因によるが、そのうち、貿易体制の制約が大きかったと見られる。当時中国の貿易体制の特徴として、①少数の国有貿易専門会社による独占経営、②全輸出入商品を対象とする、法律並みの強制力を有する指令性計画管理体制の実施、③国有貿易専門会社に対する「国による損益の統一負担」の実行に要約することができる。

1980年代以降、中国が経済体制改革と対外開放の一環として、数段階にわたる改革を行ってきた。1994年より市場経済化政策の明確化を受けて、貿易体制改革は明らかに加速化した。その結果、中国の貿易体制は、根本的ともいえる変化を見せた。少数の国有貿易専門会社による独占経営の打破や計画管理の縮小・廃止、国有専門貿易会社の経営システムの転換がそれである。

中国の貿易体制改革を促進する要因として、市場経済化の明確化のほか、世界経済の枠組への参加も挙げられる。中国にとって、世界経済枠組への参加には、多国間貿易体制としてのWTOへの加盟と、地域経済協力としてのAPEC（アジア太平洋経済協力会議）の貿易投資自由化計画への参加という2つの側面がある。中でもWTOの加盟は、中国の貿易体制改革の推進において大きな促進剤となっている。

中国の貿易体制問題は、中国とWTOの主要加盟国との二国間交渉においても重要なテーマとなっていた。たとえば、米国は中国の「ガット復帰」で米国の支持を得るための条件として、「国内のすべての省・地域に共通する統一的貿易政策の実行」「貿易規制の完全透明化」「非関税障壁の段階的除去政策の継続」といった貿易体制に関する問題を重点的に取り上げている⁶⁾。

4) 海老名成, 前掲書, 161-167ページ。

5) 中国研究所『中国年鑑』2000年版 創土社 77ページ。

6) 海老名成, 前掲書, 165-167ページ。

② 貿易環境の改善と貿易構造の変化

改革・開放以降、中国の貿易は素晴らしい発展を遂げてきた。中国貿易は世界貿易全体より倍以上高い伸び率（年平均13.4%）を示し、世界貿易の10位に入った。

貿易の拡大は、多面において中国の経済発展に寄与している。そのうち、輸出拡大による雇用の確保が特に重要である。90年代後半の労働集約的工業製品輸出だけで4,000万人の雇用が創出されたことになった。

輸出の拡大は、需要の面から経済成長を支えてきた。世界銀行によると、中国経済の付加価値構成要素として、輸出のシェア（財・サービス輸出）は80年に6%しかなかったが、97年には20%へと3倍以上にも上昇した。

世界経済のグローバル化が進んでいる中、中国が経済成長を持続させるためには、引き続き貿易、特に輸出の拡大を図らなければならないが、その条件として、貿易環境の改善が必要である。中国が WTO 加盟を求める重要な理由の一つに、貿易のさらなる発展を図るための環境づくりがある。

具体的には、アメリカをはじめ WTO 加盟国からの恒久的最恵国待遇（MFN）の獲得、EU やアメリカによる輸入制限の軽減、WTO における貿易紛争処理機能の活用と、新しい多国間貿易交渉（ラウンド）での貿易ルール作りへの参加などがあげられている。

中国貿易の9割は WTO 加盟国との間で行われ、なかでもアメリカが中国の最大の輸出市場で、99年には中国全輸出の2割強（21.5%）を占めている。もし香港からの再輸出も入れると、中国全輸出に占める対米輸出のシェアは3分の1以上に達すると見られている。その中で、一番トップに立つのは縫製品及びその加工企業製品の輸出であった。貿易構造は大きく変わった⁷⁾。

中国が WTO に加盟した場合、貿易への影響は輸出の増大よりも関税率の引き下げ、非関税障壁の削減・撤廃などの貿易制度の改革による輸入の拡大が予想される。アメリカ証券会社ゴールドマン・サックスの推計では、中国の貿易額は98年の3,240ドルから2005年には6,000億ドルに倍増すると見込まれている。この間に中国の輸入は年間1,050~1,150億ドル増加し、うち650億ドルは関税引き下げ効果、200~300億ドルは非関税障壁の除去によるもの、200億ドルは対中投資の増加によるものと見ている。その結果、2005年までにアメリカの対中輸出は130億ドル増加するとしている⁸⁾。

日本との関係についてみれば、中国の輸入全体の中で日本は最大のシェア（99年20.4%）を占めており、日本からの輸出は商品構成上、中国の関税率の引き下げや非関税措置の削減・廃止の対象となっている「機械機器」が6割を占めていることから、日本は中国の WTO 加

7) 中国研究所、前掲書、76ページ。

8) 三菱総合研究所 稲恒 清編、前掲書、160ページ。

盟による最大の受益者となるだろうと見られている。

WTO 加盟によって中国の輸出が増加すると考えられる要因は、最恵国待遇（NTR: Normal Trade Relations）を他の加盟国から無条件で受けられるようになることである。中国の最大の貿易相手国であるアメリカは、これまで中国の人権問題の改善を最恵国待遇付与の前提条件としてきた。しかし、中国は WTO に加盟することで、アメリカからも無条件で最恵国待遇を受けられるようになる。また、欧米などが中国製品に対して課している輸入制限措置が徐々に削減されていけば、中国の輸出拡大に有利な環境を作り出すことになる。さらに、中国は WTO の加盟によって貿易紛争処理メカニズムが活用でき、他国の不公正貿易措置の撤廃を求めることができるようになる。

1980年代以降中国の急速な輸出の増大は外資系企業に追うところが大きく、2000年度中国の輸出の34.8%、輸入の36.6%を占めている。しかし、中国ではこれまで「三資企業」の貿易権と代理販売権が厳しく制限されていたが、加盟後はたとえば、外資系企業には輸入した製品と中国で製造した製品を代理販売することができるようになる。中国は加盟後3年以内に、最大の非関税障壁であった外国企業に対する貿易権と代理販売権を与えることに合意しており、これによって中国へのより多くの直接投資の導入と輸出の拡大が期待される。

③ 投資環境の改善と外資政策の変化

WTO 加盟に伴い、中国は WTO のルールに基づき、外資政策及び関連制度を調整しなければならない。このような調整は、投資環境の改善や投資構造の変化をもたらし、中国の直接投資受け入れを新たな拡大期へと導いていくものと期待される。

i 投資環境の改善

改革・開放以降、日本企業を含む外国企業を中国に向かわせた最大の要因は、中国市場の魅力にほかならない。その次に豊富、かつ安価な労働力と、外資系企業への優遇政策が挙げられている。中国市場をターゲットにする外国企業にとっては、WTO 加盟に伴う外国企業への内国民待遇の付与、特に国内市場の開放が優遇措置以上の意義をもつであろう。

サービス市場の開放は、製造業の対中進出にも影響を与えるものと思われる。例えば、小売と卸売りを含む流通分野の市場開放（外資参入に対する規制の緩和・撤廃）は中国の物流環境の改善を通じて、外資系製造業の中国市場での製品販売を促進することができる。実は日本企業などが中国の小売・卸売市場開放を求めている目的の一つに、中国市場へのアクセスの改善がある。

金融などサービス市場の開放も、中国投資環境全体の改善につながる。例えば、日系企業など対中進出の外資系企業のうち、資金調達、特に人民元の資金調達に悩んでいるところが少なくないようである。外銀の進出地域の拡大や人民元業務の扱いに対する規制の緩和など金融市場の開放は、外資系企業の資金調達の円滑化及び調達コストの削減に寄与するものと

期待される。

ウルグアイ・ラウンドの諸合意のうち、直接投資と深くかかわっているものとして、TRIPS（知的所有権に関する協定）もある。中国は WTO 加盟後、猶予期間を求めず、即時 TRIPS 規定を実行すると宣言している。これは、諸外国・地域の対中投資、特に日本など先進国企業の対中投資に利するものと見られている。

中国自身及び WTO の主要加盟国にとって、中国の WTO 加盟が持つ最大の意義は、市場化志向の改革の促進にほかならない。つまり WTO 加盟により、中国は貿易や海外投資にとどまらず、経済全般において国際ルールを遵守することが求められる。また企業ベースでも、経営の大規模化が迫られよう。これらの動きは、現地外国企業の経営の円滑化につながるものと期待される⁹⁾。

中国はこれまで高関税、数量割り当てなどさまざまな手段を用いて、国際競争力の弱い国内産業を保護してきたが、WTO の加盟により各種規制の緩和・撤廃によって市場を開放することが義務付けられる。このため外資の中国市場への参入機会が拡大し、対中投資の増加が予想される。

1994年のウルグアイ・ラウンドでは商品の貿易にとどまらず、貿易関連投資（Trade Related Investment Measures: TRIM）に関する協定やサービス貿易に関する一般協定（General Agreement on Trade in services: GATS）さらに、知的所有権の貿易関連措置（Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights: TRIPS）などに関するルールを中国は守る義務が生じるため、外資系企業にとって大きな対中投資のインセンティブになると思われる。

TRIM 協定では投資受け入れ国が外資に対し、さまざまな条件をつけることを禁止している。具体的にはガット第3条（内国民待遇）または第11条（数量制限禁止）に違反する投資措置を禁止している。その例としてローカル・コンテンツ（現地調達）要求、輸出入均衡要求、外貨均衡要求が挙げられている。中国はアメリカとの二国交渉で WTO 加盟時から TRIM 協定を遵守し、投資許可に際してパフォーマンス要求を付けないことに同意している。

中国はアメリカや日本などの強い要請を受けて、これまで外資の介入を厳しく規制してきたサービス分野（電気通信、銀行、保険、専門サービス）への投資を新たに開放した。中国は WTO 加盟後これらの制限を徐々に撤廃し、2～3年以内に外資の出資比率を緩め、5～6年以内に業務範囲の制限また地域の制限なども撤廃することを約束している。中国のこれらのサービス分野への投資の規制緩和が進めば、諸外国の対中投資を新たな拡大に導く起爆剤になるものと思われる。

知的所有権の貿易関連措置について、中国は WTO 加盟後猶予期間を設けず、即時知的所

9) <http://www.chinawork.co.jp/e-wto/ke-00-1.htm>

有権に関する協定（TRIPS）を履行し、知的所有権の保護を強化することを表明している。これは先進国、特に多国籍企業の対中投資に有利に働くものと見られる。

この TRIPS 協定によってカバーされる分野は、著作権、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、開示されていない情報などで知的財産を保護する。また、この協定は最恵国待遇・内国民待遇の付与とともに、保護のための権利行使手続きの法的整備を義務付けている。いわゆる偽ブランド商品と称される「商標権侵害商品」（偽バッグ、偽時計など）や、海賊版と称される「著作権侵害物品」（レコード、CD など）の問題の扱いに関する規定が主なものとなっている。

外資系企業が中国での事業展開を強化・拡大する理由は、外資優遇政策よりも「市場拡大の対応」であり、巨大な中国市場の潜在力が重視されている。中国の外資系企業に対する内国民待遇の付与による中国国内市場の開放は魅力的なものとなっている。したがって、今後の対中投資が製造業からサービス分野へと構造的に変化し、中国を海外への輸出加工基地とする投資から、国内市場をターゲットにするものへとシフトしていくものと思われる。ただ、外資系企業にとって中国側の唐突な制度・政策の変更、法規・税務の不透明さが指摘されており、法制度の整備と法律を遵守する意識の徹底が望まれる¹⁰⁾。

ii 外資政策と中国への直接投資

WTO 加盟に伴い、中国は WTO のルールに基づき、外資政策及び関連制度を調整しなければならない。このような調整は、投資環境の改善や投資構造の変化をもたらし、中国の直接投資受け入れを新たな拡大期に導いていくものと期待される。

中国は外資企業に対して優遇税制を中心に多くの優遇策を実施してきた。しかし一方、いくつもの差別待遇も設けている。これらの差別待遇は、WTO のルールに違反するものとして、早くから WTO の主要加盟国から改善を求められている。

WTO のルールの一つに、ウルグアイ・ラウンドで合意した TRIM（貿易関連投資措置）協定は、直接投資全体を規制するものではないが、ガットの内国民待遇（ガット第3条）と数量制限の一般的禁止（ガット第11条）に違反するものとして、①ローカル・コンテンツ（現地調達）要求、②輸出入均衡要求、③為替規制、④輸出制限といった TRIM を例示的に禁止している。

WTO 加盟に伴い、中国は TRIM 協定を履行する義務が生じる。中国の現状から見れば、輸出規制は最初から存在せず、ローカル・コンテンツ、輸出入均衡要求、為替規制に関しては、改革・開放の進化を背景に、実質的に規制は限られたものしかなかったといえるものの、地方の法規を含むいくつかの法律や条例などの中に、TRIM 協定違反と疑われやすいところも

10) 稲田実次『中国の市場経済化と WTO 加盟』日本貿易学会研究年報第39号、2002年。

あるのが事実である。

たとえば、ローカル・コンテンツ要求に関しては、中国の法律は「合併企業は、認可された範囲内の経営に必要な原材料、燃料、部品、運輸手段、事務用品などについては、中国国内で調達するか、それとも海外から調達するかを自主的に決める権利を有する」（『中外合併経営企業法実施条例』第57条）と定めている。一方、これらを「優先的に中国国内で調達すべきである」（『中外合併経営企業法』第9条）、「同等な条件下で中国国内で調達すべきである」（『外資企業法』第15条と、『中外合併経営企業法実施条例』第75条）、「競争力がある条件下で、中国国内で調達すべきである」（『中外合作による海洋石油資源開発条例』第19条）といった規定もある。

輸出入均衡要求及び為替規制に関しては、現行の法律には、「合併企業の外貨収支は、一般的にバランスをとらなければならない」（『中外合併経営企業法実施条例』第75条）、「合作経営企業は、自ら外貨収支バランス問題を解決すべきである」（『中外合作経営企業法』第20条）、「外企業は自ら外貨収支バランス問題を解決すべきである」（『外資企業法』第18条）、といった TRIM 協定違反とみなされかねない規定がある一方、外資系企業が自ら貨収支のバランスを解決できない場合、政府からの支援を受けられるとの方針も明文化されている。『中外合作経営企業法』は「合作経営企業が自ら外貨収支バランス問題を解決できない場合、国の規定により関係部門に協力を求めることができる」（第20条）といった条文を盛り込んでいるのがそれである。

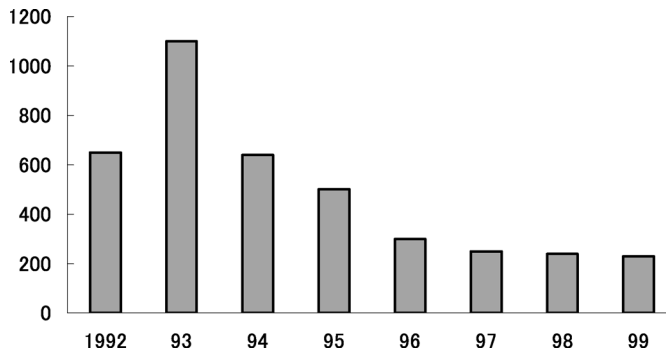
WTO 加盟に伴い、中国は実際強制力を持っていない（ローカル・コンテンツ要求など）か、または新しい制度の実施により既に無意味なものとなった（輸出入均衡要求及び為替規制など）条文を、関係法規から明確に削除する必要があるだろう。中国は日米との二国間交渉で WTO 加盟時より TRIM 協定を実施し、輸出入、外貨均衡要求、ローカル・コンテンツ（現地調達）要求を廃止し、投資許可を行う際、パフォーマンス要求を一切付けないことを約束した。これを受けて、対外貿易経済合作部などの官庁は、関係の法律・規定を改正する計画を明らかにしている。

今後、外資優遇措置の実施にあたり、産業政策の必要から外資の選別を強化していくものと予想される。外資系企業に対する機械設備の輸入免税措置は「復活」されたが、その対象として「奨励業種」と「制限業種乙類」に限定する上、該当の業種に属する国内企業にも適用するところが従来の優遇措置と異なる。このやり方は、今後中国の外資優遇に関する政策調整の方向性を示すものとして注目に値する。

1992年以降、中国経済の高成長と改革・開放の進展を背景に、諸外国の対中投資は急拡大を見せてきた（図表3）。93年より、中国は世界で米国に次ぐ第2位、発展途上国として最大の直接投資受入国に浮上し、93-97年の発展途上国の直接投資受け入れにおいて、平均で

図表3 中国の直接投資受け入れの移推

金額 (億ドル)



(資料) 海老名誠, 前掲書, 195ページ。

1/3のシェアを占めている¹¹⁾。

しかし、98年に入ってから、中国の直接投資受け入れは、実行金額ベースで「ゼロ成長」となり、99年に「マイナス成長」に陥った。WTO加盟は、中国の投資環境改善や投資分野の拡大を通じて、中国の直接投資受け入れを、新たな発展段階に導いていくものと期待される。

WTO加盟は、中国の直接投資受け入れの構造にも多くの変化をもたらすものと予想される。①投資目的別では、安価な労働力や優遇措置追求型の投資より、中国国内市場をターゲットにする投資の増加、②分野的には製造業から金融や商業、貿易などサービス業への拡大、③投資・地域別では、香港企業を中心とする「華人資本」の地位低下と、日本、米国、EUなど先進国企業の上位上昇が、これである。

中国のWTO加盟とこれに伴う政策調整は、日本企業の対中投資の拡大に利する一方、対中投資がますます中国市場の開拓につながり、中国市場を巡る日本と欧米諸国との競争が激化していくことも予想される。日本企業にとって、中国のWTO加盟によってもたらされるチャンスをいかに生かし、欧米諸国との競争に勝つかが課題となろう¹²⁾。

iii 外資導入条件の緩和

中国はWTO加盟のため、外資に対する規制を緩和するとともに市場を一層開放しつつある。しかし、一方で外資に対する規制強化とも見られる動きもある。WTO加盟で外資導入政策はどう変わるのか。今後の動向を予測する。

第1に、外資政策の緩和である。中国の対外開放政策の導入当初における外資導入の狙いは、どこにあったのか。その典型的な考えを、合弁法の規定に見ることができる。合弁の設

11) 海老名成, 前掲書, 192-208ページ。

12) <http://www.chinawork.co.jp/e-wto/ke-00-1.htm>

立条件は、先進的設備と科学的管理方法を採用し、製品の輸出を拡大し、外貨収入を増やすことができ、技術者及び経営管理者を育成できることである（「中外合資経営企業法实施条例」第4条）。

しかし、これが WTO 加盟を控えて大きく変化しつつある。中国市場へ向けた事業展開を拡大する可能性が従来以上に高まる。合弁会社が生産用原材料・部品を輸入する場合の関税も低くなり、また、合弁会社の製品を中国国内販売でなく、外資親会社の製品の輸入販売もできることになる。さらに合弁会社が流通を直接管理することもできるようになる。合弁会社が中国全国に独自のネットワークを形成することが認められるようになるのである。こうした側面でのメリットがもっとも大きそうだ。この変化を捉えた中国事業の再編を考えることが必要になるだろう。

第2に、外資に対する種々の規制は緩和されつつある。しかし、輸出増値税還付、技術料への営業税課税、移転価格税制、投資中古設備輸入、加工貿易保証金、輸入代金決済、涉外社会調査活動（マーケティング）管理の実施の問題など、様々な問題も毎年のように発生する。

なぜ、このような問題が発生するのか。外資系企業の名を利用した不正取引への対策ということが直接的な原因と解されるが、もう一つ WTO 加盟以後の外資導入政策の調整、準備という問題もある。すなわち、内国民待遇をどうするかという問題である。現状において外資系企業に与えられている超国民待遇は、税制優遇、輸出入権の付与、外為上の優遇、製品販売、物資供給上の優遇、インフレ面での優遇などがある。

WTO 加盟後もこの優遇を供与し続けるか。日中両国間合意ではグランド・ファーザー条項¹³⁾があり、上述の超国民待遇は享受できるとしている。しかし、これがいつまで続くかは定かではない。優遇措置を供与しているといいつつ規制強化の新しい法令・条例を発布することで超国民待遇の壁は実質的に低くなりつつある。

上述の各種問題は、外資優遇への反発でもあろう。超国民待遇に対する負の側面が最近、強調される。負の側面とは①市場経済体制において公平な競争原則に反する。②国有経済に不利である。③地域経済の均衡発展に不利である。西部大発展戦略で外資を西部地域に誘致しようとするのもこの考え方の現れである、④外資の投資構造が画一化し、短期化し、中国の産業構造の合理化に不利である、⑤脱税などの温床にもなっており、結果的に財政収入の流出に相当するなどである。超国民待遇は、一度になくなるものではないが、市場開放に伴い今後は徐々に減らされてくるだろう。対中投資戦略も再構築が必要になる。低廉なコストによる生産拠点としてのメリットは失われつつあり、マーケットとしての重要性が高まっている。

13) <http://www.chinawork.co.jp/e-wto/ke-00-1.htm>

3. WTO 加盟による中国経済への影響

① 市場開放による自由化の進展

中国の WTO 加盟による市場開放は中国経済にとって「諸刃の剣」であり、プラス面もある一方でマイナス面の影響も大きいと予想される。輸入関税の引き下げは、競争力の弱い企業に倒産・失業者の増加をもたらす懸念がある。しかし、企業は、リストラなどを通じた経営改善努力、外資との提携・合併を進めると考えられる。WTO という外圧を利用した構造改革の推進は中国の政府の狙いでもある。また輸入コストの低下は、輸出産業の競争力の強化につながり、消費者にもメリットを与える。

サービス分野の市場開放は、外資系企業が市場に参入することによって、サービス産業に急成長をもたらす契機となろうが、保護を受けてきた国内企業にとっては脅威でもある。

WTO 加盟の持つ第2の意味は、中国の国内の規制緩和・自由化が促され、産業及び経済の活性化が進むことへの期待である。

中国では、これまで国有企業が何事においても優先される傾向が強かった。例えば、輸出取引は、これまで政府から貿易権を付与された企業にのみ認められてきた。しかも貿易権を寄附される企業の大半は国有企業であった。中国の郷鎮企業や私営企業の中には、目覚ましい成長を遂げ、高い競争力や将来性を持ちながらも、こうした規制によって輸出を増やせなかった企業が少なかったとみられる。

中国政府は、外資企業に市場を開放する前に、国内の自由化を進め、私営企業を含めた中国国内企業の成長を促すであろう。貿易権は90年初から一部の私営企業にも付与され始めたが、今後さらに自由化が進められれば、私営企業による輸出に弾みがつき、中国全体の輸出の増加にも貢献するであろう。こうした傾向は、証券市場への上場や銀行からの借り入れなどの資金調達環境の改善、通信分野などの新規産業への参入の自由化などの面でも同様に進むと予想され、非国有セクターの成長を促し中国の産業・経済を活性化させることが期待される¹⁴⁾。

② 懸念される失業問題

中国政府はこれまで、高率の関税によって農産物、自動車、家電製品等の多くの国内製品を保護してきた(図表4)。中国には、農産物、鉄鋼、原油といった、国内価格が国際市場価格を上回る品目が少なくない。加えて鉄鋼、化学、セメント、自動車、アルミ、電気製品といった多くの製品が大幅な供給過剰の状況にある。WTO 加盟によって、関税が大幅に引き下げられる場合、これまで保護されてきた国内企業は、外国製品との厳しい競争にさらされることが予想される。

14) 第一勧銀総合研究所、前掲書、13ページ。

図表 4 中国の現行関税率（抜粋）

	(%)
牛 肉	45.0
小麦粉, トウモロコシ粉	91.2
大豆油	121.6
ひまわり油, コーン油	91.2
菜種油	100.0
ミネラルウォーター	50.0
炭酸水 (ペリエ等)	65.0
ワイン, ウイスキー	65.0
タバコ	40.0
カラーテレビ (画像 52 cm 以下)	35.0
カラーテレビ (画像 52 cm 以上)	45.0
カセットテープレコーダー	35.0
電子レンジ	35.0
乗用車 (ガソリン 3000 cc 以下)	80.0
乗用車 (ガソリン 3000 cc 以上)	100.0
二輪車 (ガソリン 800 cc 以下)	60.0
二輪車 (ガソリン 800 cc 以上)	50.0
バス (30席未満)	70.0
バス (30席超)	50.0

(注) 99年1月時点。

(資料) 第一勲業銀行総合研究所, 前掲書, 14ページ。

これらの企業は生き残りをかけて、リストラを加速させることは必至であり、経営不振の国有企業の閉鎖ともあいまって、都市部・農村部を問わず中国で失業者が大量に発生する懸念がある。現在中国の都市部の失業率は、公式発表では約3.5%となっているが、現実では10%を超えるといわれる。また中国の合併企業へのヒアリングなどによれば、多くの国有企業は少なくとも3～4割の余剰人員を抱えているという。農村部の余剰人員の問題も深刻である。雇用問題が一段と深刻化すれば、社会不安を招き、政治的基盤を揺るがす事態に発展しかねない。中国の政府系シンクタンクである国務院発展研究センターによれば、農業分野では、輸入農産物の増加によって約1,000万人が他産業へのシフトを余儀なくされ、工業分野でも自動車、石油精製、鉄鋼などの産業で雇用調整圧力が強まるとみている。

雇用問題への対応は、中国政府にとって今後5～10年間の最重要課題となろう。政府には、国内の規制緩和を進め、新たなビジネスチャンスが生まれる土壌をつくること、失業保険等

のセーフティーネットの整備，学校教育の強化などの対策が求められる。財政面からこれらを支援するスキームを早期に確立する必要がある，中国の財政基盤の強化も問題となつてこよう。

③ 国内主要産業への影響

i 繊維産業

中国が WTO に加盟した際，最も恩恵を受けるのが繊維産業だと見られている。99年の紡織品の輸出額は約130億ドル，アパレル約300億ドル，合計430億ドルを記録したが，2004年末に WTO 繊維協定による各国の輸入規制が撤廃された後は，アパレルの輸出額は600億ドルを超えると予測されている。しかし米中二国間協議では，2005年から2008年の4年間についても97年に締結された繊維協定に基づき，特別セーフガード措置を設けることで妥結している。中国にとって第一位の輸出商品は電機製品であるが，それは原材料や部品の多くを輸入に依存しており，外貨獲得という点から言えば，繊維製品輸出がその半分を担っている。

WTO が予定している2005年までの紡織品の輸入割当制限の段階的撤廃が，中国に恩恵をもたらし，2005年以降の世界の紡織製品輸出総額に占める中国のシェアは現在より10%増え，金額では50億ドル以上増加するとの試算がある。ところが，この分野でも楽観を許されない。ウルグアイ・ラウンドで達成された繊維貿易協定は2005年1月1日間の繊維輸入割当撤廃を必ずしも実際に保証しているわけではない。仮に割当が撤廃されたとしても，他国製品からの挑戦に直面せざるを得ない。

さらに輸入に関しては，外国製品の国内市場への大量流入によって，国内メーカーのシェアが奪われるデメリットもある。例えば，アパレル，ウールニット，シルクや化繊製品など付加価値の高い製品の輸入関税率が今後引き下げられることによって，技術水準が低い国内メーカーは厳しい競争環境にさらされることになる。

ii 自動車産業と農業

自動車産業と農業は，WTO 加盟による市場開放によって大きな影響を受けることが懸念されている産業である。現在中国では，自動車メーカー保護政策が大きく緩和され，自動車本体の関税は現行の80%～100%から25%に引き下げられ，小売価格も低下する。

輸入数量規制も2005年までに撤廃され，それまでの割当制限は60ドルから年平均15%の割合で拡大される。自動車部品の関税も現行の25%～30%から10%へ引き下げられる。さらに自動車金融業務を開放する。こうした一連の施策は，自動車本体の需要の拡大，及びそれともなうアフターセールス業務の喚起策となる。

しかし，中国自動車メーカーは小規模かつ競争力が乏しい企業が多数乱立している。生産体制の集約化は極めて遅れている。この結果，生産性も低く，従業員1人あたりの年間生産台数で見れば，日本の有力メーカーが約50台であるのに対して，中国の大半のメーカーは10

台以下という。低レベルの製造技術と小規模生産によるコスト上昇の結果、国産車の価格は、海外市場に比べて高めに設定されている。米中間の合意によれば、関税率は2006年7月までに25%に引き下げられる。今後非効率な国内中小メーカーは、効率化による大幅なコストダウンや合併連携を強いられ、事業の縮小・閉鎖に追い込まれる企業も数多く出てくる。

一方、農業も、これまで高率の関税と政府による補助金によって保護されてきた産業である。中国の小麦やトウモロコシと言った穀物類及び綿花・大豆油などの農産物価格は、国際市場価格を2～5割程度上回っていると言われる。農産物の関税率は、2004年1月までに平均17%にまで引き下げられ、特に米国の主要農産物については現状の31.5%から14.5%への大幅な引き下げが予定されている。小麦、綿花、大豆油といった一部の作物には大きな影響が生じる懸念がある¹⁵⁾。

iii 通信産業

通信分野では、米国側が要求した電信サービス分野への外資参入という要求に中国側が譲歩を余儀なくされた。そこで、従来政府系電信企業が独占した電信サービス分野は今後厳しい競争に向かうことになる。

中国の電信企業は長期間にわたって過保護であったため、サービス意識が希薄で、サービスの質が悪く、体制も時代遅れ、しかも高すぎる料金のため消費者の評判はよくない。また、中国には成文化された完全な「電信法」がなく、その代わりに複雑で不透明な規定が数多く存在している。

したがって、電信サービス業の開放は法体制、管理体制、及び国内企業の改革を伴わざるを得ない。これは中国にとって厳しい試練であるが、しかし、これによってもたらされる最大のメリットは電信サービスの効率と質的向上、及び電信料金の引き下げによる電信利用者の拡大である。

④ 外圧を利用した構造改革の推進

WTO 加盟は中国経済にとって二つの大きな意味を持つと考えられる。一つは、外圧を利用して構造改革が加速されることへの期待、もう一つは、対外開放を進めると同時に、あるいはそれより前倒しで国内の規制緩和・自由化が進むことへの期待である。

まず、外圧を利用して構造改革を加速させることは、中国政府がWTO加盟に踏み切った最大の狙いであると考えられる。貿易の自由化や外資緩和の規制が合意に沿って着実に進められれば、これまで国内の保守的な勢力による強い抵抗などもあって、遅々として進まなかった国有企業改革や金融改革といった構造改革に弾みがつくであろう。非効率な産業の淘汰や経営の効率化に向けた企業努力は、中長期的には経済効率の向上と安定成長の確保をもたら

15) <http://www.dkb.co.jp/houjin/report/news/200108-2/index.html>

すと期待される。

こうした背景の下に中国の産業界では、政策的な後押しもあって、早くも WTO による競争激化に備えた対応策がとられ始めている。国家経済貿易委員会は、2000年の石炭・鉄鋼などの減産計画を発表した。供給過剰を解消することのほかに、非効率なプラントや企業を閉鎖すること、市況の回復によって企業の収益力を高め、競争力を強化することなどが狙いである。

中国中央銀行は、11月下旬に金融改革をすすめるための10項目の措置を発表した。趣旨は不健全な金融機関を整理し、金融機関の融資に対する管理・監督の強化と不良債権問題の改善を進めることによって、商業銀行の国際競争力を高め、WTO 加盟以降の金融自由化に備えることである。12月には国有商業銀行である中国銀行と交通銀行とが全面的に提携するという発表があった。さらに、中国建設銀行の行長は、「国有商業銀行を将来株式会社化することは好ましい方向である」という見方を示し、将来の株式会社化及び証券市場への上場の可能性を示唆した。国有商業銀行の株式会社化は、コーポレートガバナンスの強化や企業内容の開示の改善などによって国有商業銀行の経営改善に寄与すると見られるが、一方で銀行に対する国家のコントロールが希薄化することを意味する。すなわち、国有商業銀行が国の方針に沿って不良債権覚悟で赤字国有企業を支え続けることはもはや難しくなり、国有企業改革のスピードアップが一段と求められることになろう。

また、保険会社の監督機関である中国保険監督管理委員会は、国内保険会社6社に対して、14ヶ所の支店開設を認可した。対外開放によって外資系保険会社の参入が加速する前に、国内保険会社の支店網を拡充し、市場基盤を強固にしようとの狙いである。

通信業界では、インターネット関連の国内大手8社は、WTO 加盟以降のインターネット市場の対外開放に備えて、「百特連盟」と称する合同機関を結成し、連携強化の動きを強めている。また、国際通話業務はこれまで「中国電信」の独占状態であったが、対外開放に備えた国内企業の競争力の強化を促すために、2000年の早い時期にはかの国内通信企業4社にも認可される見通しである。

外圧を利用した構造改革が期待通りに進展するためには、その過程で生じた短期的なデフレ圧力を適切な政策によって緩和させることが大前提となろう。

⑤ マクロ経済への影響

WTO 加盟は中国経済にプラス・マイナスどちらの影響が強く生じるかを予測することは難しいが、短期的にみればマイナスの影響が強く現れ景気の足を引っ張るリスクがある。一方、中長期的には構造改革が順調に進展することが条件ではあるが、企業の生産性の向上、経済効率の改善を通じて成長率の押し上げに寄与することが期待される。需要項目別に見た影響は次の通りである。

まず、個人消費については、企業の雇用調整によって失業者が増加する事態が想定され、消費者の購買力の低下を通じて消費需要が冷え込む、といった悪影響が考えられる。一方で輸入関税率の引き下げや国内企業のコスト削減努力を通じた製品価格の低下は、家計の実質所得を高める効果がある。しかしながら、デフレ進行化で消費の低迷が続く99年の中国経済の状況からみられるように、先行きの雇用環境の悪化が見込まれる中では、物価下落が消費需要を喚起する効果は限られると予想される。

固定資産投資については、①外国企業の対中直接投資、②国内企業の設備投資双方の影響を考慮する必要がある。

まず、直接投資は、通信・金融といったサービス分野への外資系企業の参入と、国内企業が将来の生き残りを賭けて外資系企業と手を組む動きなどによって、2000年以降増加基調に転じるという期待が中国国内で高まっている。ただし、直接投資の中身は、従来のような製造業による生産拠点設置型から、第3次産業による M&A 型、すなわち通信分野等の国内企業や国内金融機関に対する外資系企業の資本参加主体へとシフトすることが予想され、直接投資の急増が必ずしも固定資本投資の増加に結びつかないこともあり得る。

一方国内企業は、市場開放に備えて生産の効率化や高付加価値に向けた設備投資に注力することが予想される。しかし、そのために必要な機械設備は、先進国からの輸入に依存する傾向が強い点を考慮すれば、設備投資の増加効果は資本財輸入の増加によってオフセットされてしまうことも想定される。

輸出については、①輸入コストの低下による輸出企業の競争力の向上、②貿易自由化に伴う私営企業などの増加、③中長期的には繊維製品に対するクォーターの撤廃、などのプラス要因が見込まれる。中米間の合意内容によれば、クォーターは実質的には2008年まで継続され、かつ現行のアンチ・ダンピングルールやセーフガード機能は10年以上維持されることになっている。クォータの撤廃は中国の輸出にとって好材料ではあるが、短期的な効果は期待できそうもない。国務院発展研究センターは、クォータの撤廃によって中国の繊維製品の輸出が急増し、2005年の輸出全体の伸びは、WTO 加盟の効果によって26.9%高まると予測しているが、米中合意内容を見る限り実現性は低いと見られる。

輸入は WTO 加盟以降合意内容に沿った関税の引き下げと、非関税障壁の撤廃が実施されれば、2000年以降伸びが急速に高まると予想される。中国には、明文化されていない行政上・税制上の手続き、国有貿易企業の貿易独占権、内販企業に求められるローカルコンテンツ規制といった様々な非関税障壁がある。世界銀行の推計によれば、このような非関税障壁を税率に組み込めば、中国の関税率は現行の2～4倍にもなり、これまでかなりの輸入抑制効果を発揮してきたことになる。中国政府は WTO 加盟以降、先進国から関税率の引き下げはもとより、こうした非関税障壁の撤廃を強く求められるのは確実であり、輸入圧力は強まるこ

とになろう。さらに、前述のように外資との競争に生き残るための国内企業の設備投資は、資本財の輸入増加要因にもなる。輸入の増加を背景に、貿易収支は99年の約300億ドルから2000年以降減少する可能性が高いと見られる。

WTO 加盟による中国経済への影響について、国務院発展研究センターは、20005年時点での中国の GDP 成長率押し上げ効果を、プラス1.53%と試算している。需要項目別には、消費は0.58%、投資は1.75%、輸出は26.9%、輸入は25.8%、それぞれ WTO 加盟の効果によって押し上げられると見ている。

しかし、香港のエコノミストの多くは、もう少し慎重な見方をしており、特に輸入の急増とデフレの進行を心配する意見が多い。輸入の増加は、供給過剰に拍車をかけるとともに、農産物や工業製品の国内価格を一段と押し下げることによって、現状のデフレ傾向を長期化させる懸念がある。構造改革の進展、外資の流入によるサービスセクターの成長、IT（情報・技術）関連等の新興産業の勃興・隆盛といった新たなダイナミズムが、今後の数年の間に生じ、デフレ緩和及び景気浮揚効果を発揮できるかどうかは、WTO 加盟以降の中国の動向を占う上で重要なポイントとなろう。

人民元の切り下げの可能性は、99年後半の輸出の回復によって遠のいた感があるが、WTO 加盟以降の輸出入や直接投資流入の動向、デフレの動向次第では、議論が再び高まる可能性もある。99年後半以降貿易収支の改善を背景に、中国国内のシンクタンクや香港のエコノミストの間で硬直的な人民元相場をフロート制に近づけるべきといった議論が高まっている。中国政府は、これまでの為替政策を維持する姿勢を変えていないものの、WTO 加盟の影響が強まる前に、何らかの政策の見直しが行われる可能性もあろう。

III. WTO 加盟が中日経済に及ぼす影響

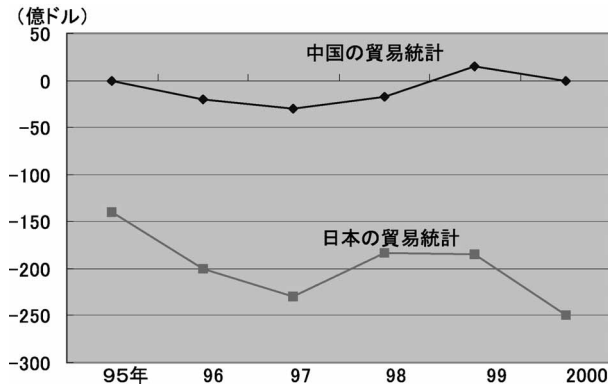
1. WTO 加盟で急拡大する中日貿易

日本の対中貿易額は、1980年～2000年の20年間で約9倍に拡大した。日本にとって中国は米国に次ぐ重要な貿易相手国となっており、日本の貿易総額に占める中国のシェアは、80年の3.5%から2000年には10.0%に高まった。一方、中国の貿易総額に占める日本のシェアは約18%で、中国にとって日本は最大の貿易相手国である。

日本の貿易統計によれば、2000年の日本の対中貿易は、輸出が前年比28.8%増、輸入も同27.4%増の伸びを見せ、貿易収支は日本の246億ドルの赤字となった。日本の対中赤字は、88年以降徐々に増加しており、95年に100億ドルを超え、2000年には200億ドルを上回った（図表5）。

中国の WTO 加盟は、日本企業にどのような影響を及ぼすか（図表6）。貿易（輸出入）、直

図表 5 日本の対中貿易収支（日本、中国の貿易統計）

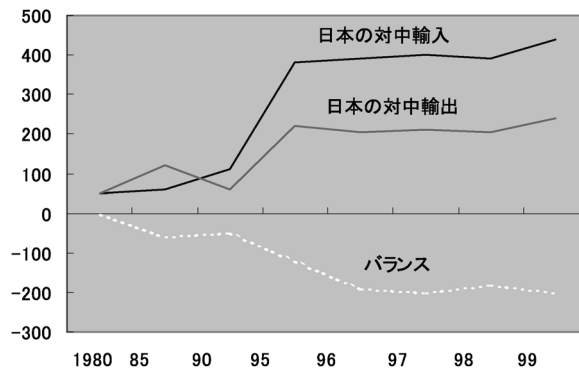


(資料) 第一勧業銀行『日本の対中貿易収支の動向』第一勧業銀行, 2001年, 3 ページ。

接投資という2つの側面が考えられる。中国は、WTO 加盟後、関税引き下げなどの市場開放措置を実行することを約束しているが、その重点対象品目は機械製品を中心とする工業製品にはかならない。工業製品の平均関税率は、1997年の24.6%から2005年に9.4%へ、自動車は80%~100%から25%へ、情報技術品目は13%から0%へと、それぞれ引き下げられる。中国の上記商品の輸入において、日本からの輸入はいずれも高いシェアを占めている。例えば、1999年に中国は1,389億ドルの工業製品を輸入したが、そのうち、日本からの輸入は約4分の1を占め、米国の17%とEUの13%を大幅に上回っている。中国の自動車輸入と、代表的なIT製品である集積回路(IC)の輸入においても、日本からの輸入は米国とEUのそれより高いシェアを占めている。

うち、中国の自動車輸入に占める日本のシェアは、台数で79%、金額で66%に達しているに対して、米国のそれはそれぞれ6%と10%、EUは同7%と14%にとどまっている。中国

図表 6 日中貿易の推移



(資料) 三菱総合研究所, 前掲書, 510ページ。

の IC 輸入において、日本製品は3分の1を占めているのに対して、米国と EU の同シェアはそれぞれ13%と4%未満でしかない。中国が WTO に加盟した場合、日本は最大の受益者になるだろうとの見方を示している。中国が WTO に対する約束を完全に履行した場合、2005年の時点で日本の受益額601億ドルは、米国、カナダとメキシコの合計（380億ドル）よりも多いのである。

中国政府の予測によると、中国の輸出入総額は2000年の4,000億ドルから2005の8,000億ドルに拡大する見込みである。もし日本が中国の貿易総額において15%の前後のシェアを維持できるならば、2005年には中日貿易総額は1,200億ドル前後に達する計算である¹⁶⁾。

日本企業の対中投資は、日中貿易に大きな影響をもたらしている。この20年間、日中貿易が量・質ともに飛躍的發展を遂げたのも、日本企業の対中投資に負うところが大きい。つまり日本企業の対中投資は、日本の機械設備・部品の対中輸出と日本への「逆輸入」のほとんどが工業製品で、そのうち機械・電子製品が高いシェアを占めているだけに、その発展は中国の対日輸出構造を高度化させる上で大きな役割を演じている。

これまで日本の対中投資は製造業に集中していたが、中国のサービス市場開放に伴い、日本企業の対中投資分野は製造業からサービス分野へと広がっていくものと推測できる。

投資目的から見ると、日本企業の対中投資にも、安い労働力を狙って、つまり中国を加工基地とする投資から、中国市場をターゲットにする投資へとシフトするという傾向が出てくると予想されるが、日中両国の国情や地理的条件から判断すれば、中国を加工基地とする対中投資は、依然として拡大する余地があるであろう。

中国の「西部大開発戦略」の推進は、日本企業に新しいビジネスチャンスをもたらし、日本の対中投資を沿海地域から内陸部へと広げさせていくであろう。内陸部の開発にあたり、インフラの整備がポイントの一つとされている中、日本の技術や設備への期待が一番大きい¹⁷⁾。

2. 関税引き下げ効果の回帰分析

前述のように、日本の対中輸出はその主要産業における関税引き下げ効果により拡大した。中国と日本の貿易関係においては、関税引き下げは日本の対中輸出を拡大する効果をもつ。ここで、中日間の貿易関係について、こうしたモデルを実証したい。

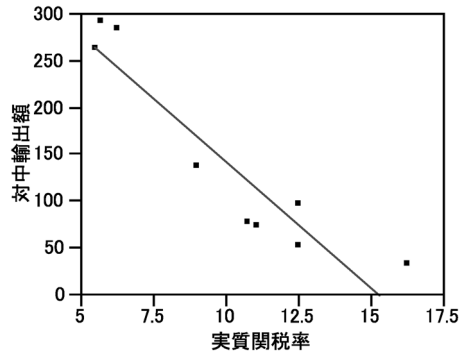
次に、1978年から1998年までの日本の対中輸出額と中国の実輸入関税率のデータに基づいて、日本の対中輸出額（Y）を目的変数、中国の実輸入関税率（X1）を説明変数とし、JMPにより回帰分析を行う。

16) 海老名成，前掲書，230-240ページ。

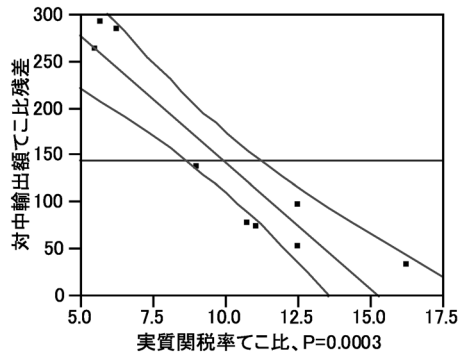
17) 海老名成，前掲書，244-250ページ。

出力の結果は以下のとおりである。

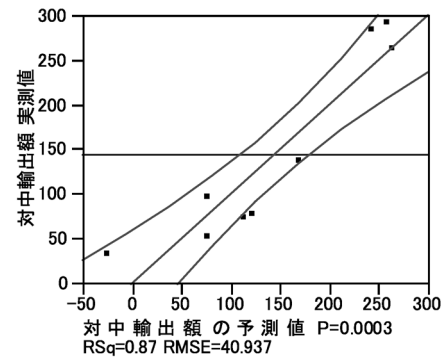
回帰プロット



てこ比プロット



実測値と予測値のプロット



あてはめの要約

R2乗	0.867674
自由度調整 R2乗	0.848771
誤差の標準偏差 (RMSE)	40.93687
Y の平均	144.6111
オブザベーション (または重みの合計)	9

分散分析

要因	自由度	平方和	平均平方	F 値
モデル	1	76920.118	76920.1	45.8998
誤差	7	11730.791	1675.8	p 値 (Prob>F)
全体 (修正済み)	8	88650.909		0.0003

パラメータ推定値

項	推定値	標準誤差	t 値	p 値 (Prob> t)
切片	411.26412	41.65709	9.87	<.0001
実質関税率	-26.75448	3.949037	-6.77	0.0003

効果の検定

要因	パラメータ数	自由度	平方和	F 値	p 値 (Prob>F)
実質関税率	1	1	76920.118	45.8998	0.0003

Durbin-Watson

Durbin-Watson	オブザベーションの数	自己相関
1.2262828	9	0.1858

以上の出力結果から、以下の情報が得られる。

$$Y \text{ (回帰式)} = 411.2 - 26.7X1$$

$$(45.8)**$$

$$R^2 \text{ (決定係数)} = 0.86$$

$$R^{*2} \text{ (自由度調整済決定係数)} = 0.84$$

$$F \text{ Value (F 値)} = 45.8**$$

$$DW \text{ (Durbin-Watson 比)} = 1.22$$

(** は、1%水準で有意)

1978年から1998年までの中国の実質関税率と日本の対中輸出額は、データに基づく重回帰分析によれば、中国の実質関税率を説明変数、日本の対中輸出額を目的変数とする回帰式において、1%水準で有意である。つまり、中国の実質関税率が要因で、日本の対中輸出額を結果として生じさせるという関係が統計的に意味があると判断できる。また、決定係数86% (自由度調整済決定係数84%) 達し、全体としての説明力がある。

お わ り に

1978年の中国の改革開放以来、中日経済関係は、目覚しい進展を遂げた。現在の日本は中国の最大の貿易パートナーと最大の投資国であり、中国も日本にとっては第1位の輸出相手国、第2位の輸入相手国である。中国のWTO加盟は、中日両国の経済関係に大きなプラスとなるであろう。

中国は最大の発展途上国であり、人口13億の巨大な市場と豊富な労働力資源、自然資源をもっている。これは日本の経済発展にとっては魅力的なものである。一方、日本は大量の資

金や優れた技術を有している。中国は経済発展の段階に、日本からの資金や技術協力及び技術移転などを求めている。このように、中日両国の経済関係は相互補完関係をもっている。その相互補完性を生かし、両国の経済関係をよりいっそう発展させるためには、中国の WTO 加盟は重要な意味を持つ。

中国にとって、WTO 加盟のもつ最大の意味は、改革・開放の促進にはかならない。中国は WTO への「入場料」として、全面的市場開放を推進しなければならない。これは、中長期的には産業構造の調整や資源配分の効率化などを通じて、中国の経済発展につながるが、短期的には一部の国営企業の経営破綻、失業の増大といった問題をもたらす恐れもあることから、国有企業改革は、一層加速を迫られる。実際、中国の国有企業は、株式化などによる経営メカニズムの転換や電気通信分野などでの独占経営の打破、吸収合併の推進を行っている。これらの措置は、中国の改革進展の一環でもあれば、WTO 加盟への対策ともなっている。この意味で、WTO 加盟は中国の国有企業改革を促進する「触媒」となると期待できよう。

参 考 文 献

《日本語文献》

- 1 海老名成・伊藤信悟・馬 成三『WTO 加盟で中国経済が変わる』東洋経済新報社, 2000年
- 2 中国研究所『中国年鑑』2000年版 創土社, 2000年
- 3 三菱総合研究所稲恒 清『中国情報ハンドブック』蒼蒼社 2000年
- 4 通商産業省通商政策局編『不公正貿易報告書』通商産業調査会出版部, 2000年
- 5 海老名成・菅原淳一『WTO 紛争処理の現状と課題』富士総合研究所, 1998年
- 6 中兼和津次『中国経済発展論』有斐閣, 1999年
- 7 藤村幸義『チャイニーズ・スタンダード 世界標準に挑む中国』勁草書房, 1998年
- 8 関志雄『最新中国経済入門』東洋経済新報社, 1998年
- 9 佐々波楊子・中北徹『WTO で何が変わったか』日本評論社, 1997年
- 10 伊藤信悟「中国の WTO 加盟が中国経済に与える影響」(外国為替貿易研究所『国際金融』3巻第3号, 2000年4月。
- 11 稲田実次『中国の市場経済化と WTO 加盟』日本貿易学会研究年報第39号 2002年
- 12 三菱総合研究所香港レポート, 2000年の中国経済—WTO 米中合意の影響, 1999年11月
- 13 金山権『現代中国企業の経営管理』同友館, 2000年3月,
- 14 馬成三『中国経済の国際化』サイマル出版会, 1995年。
- 15 日本貿易振興会『ジェトロ投資白書』2000年版, 日本貿易振興会, 2000年。
- 16 日本貿易振興会アジア経済研究所『国別通商政策研究事業報告書 中国』1999年
- 17 丸川知雄『移行期中国の産業政策』日本貿易振興会アジア研究所, 2000年。
- 18 山上健一・王麗華『現代中国法の基礎と実務』中央経済社, 1998年。
- 19 丸川知雄『市場発生のダイナミクス 移行期の中国経済』日本貿易振興会アジア研究所, 1999年。
- 20 小島麗逸『現代中国の経済』岩波書店, 1997年。
- 21 青木健・馬場啓一『WTO とアジアの経済発展』東洋経済新報社, 1998年。
- 22 伊藤信悟『中国の GATT 加入とその影響』富士総合研究所, 1994年。
- 23 外務省経済局サービス貿易室『WTO サービス貿易一般協定最近の動向と各国の約束』1999年版。
- 24 工藤市兵衛『中国の企業経営と投資環境』同友館, 1994年7月。

〈日本語ホームページ〉 <http://www.dkb.co.jp>

《中国語文献》

- 1 対外貿易経済合作部編 『中国対外経済貿易白皮書』 経済科学出版社, 1999年版
- 2 李善同・王直等 『WTO：中国と世界』 中国發展出版社, 2000年
- 3 世界銀行 『2020年の中国』 中国財政経済出版社, 1997年
- 4 汪道涵・龍永図 『世界貿易組織知識読本』 中国対外経済貿易出版社, 1999年
- 5 中国国家統計局 『中国統計年鑑』 中国統計出版社, 1999年版
- 6 張漢林 『世貿組織与未来中国』 中国物価出版社, 1999年
- 7 対外貿易経済合作部 『中国対外経済貿易白皮書』 経済科学出版社, 1999年版。
- 8 世界銀行 『2020年の中国』 中国財政経済出版社, 1999年。

〈中国語ホームページ〉 <http://www.drcent.cim.cn>

《英語文献》

- 1 White House National Council Summary of The U.S.-China Bilateral WTO Agreement 11/15/99
- 2 Democratic Leadership council China'sEntry into the WTO November 18, 1999

〈英語ホームページ〉 <http://www.wto.org>